

# ○香川県警察職員互助会に関する訓令

平成 13 年 7 月 13 日  
警察本部訓令第 25 号

改正 平成 16 年 9 月 7 日本部訓令第 14 号、平成 26 年 3 月 25 日本部訓令第 10 号、平成 31 年 3 月 19 日本部訓令第 4 号、令和元年 6 月 13 日本部訓令第 4 号、令和元年 6 月 13 日本部訓令第 4 号、令和 3 年 3 月 30 日本部訓令第 4 号、令和 4 年 9 月 30 日本部訓令第 13 号

香川県警察職員互助会に関する訓令を次のように定める。

香川県警察職員互助会に関する訓令

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、香川県職員互助団体に関する条例（昭和 38 年香川県条例第 22 号）及び香川県警察職員互助会設置規則（平成 13 年香川県公安委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、香川県警察職員互助会（以下「互助会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(警察本部長が認める会員)

第 2 条 規則第 2 条第 1 項の互助会に加入することが適当であると香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が認める者は、次のとおりとする。

- (1) 香川県警察に復帰することを条件に出向した者
- (2) 中国四国管区警察局四国警察支局香川県情報通信部の職員

(事業計画等の承認申請等)

第 3 条 互助会は、規則第 7 条第 1 項に規定する翌事業年度の事業計画及び収支予算を作成したときの承認又はこれに重要な変更を加えようとするときの承認を受けようとするときは、別記様式第 1 号の事業計画及び収支予算承認・変更承認申請書に当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又は変更後の事業計画書及び収支予算書を添付して警察本部長に提出しなければならない。

2 警察本部長は、前項の事業計画及び収支予算承認・変更承認申請書の提出を受けたときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、別記様式第 2 号の事業計画及び収支予算承認・変更承認通知書により通知するものとする。

(事業報告書等の提出)

第 4 条 互助会は、規則第 7 条第 2 項の規定により事業報告書及び決算報告書を警察本部長に提出するときは、別記様式第 3 号の事業報告書及び決算報告書届出書により行うものとする。

(役員異動の届出)

第 5 条 互助会は、役員に異動があったときは、遅滞なく、別記様式第 4 号の役員届出書に

その者の氏名、住所及び略歴を記載した書類並びにその就任の承諾を証する書類を添付して警察本部長に届け出なければならない。この場合において、当該役員が警察職員であるとき、又は再任に係るときは、書類の添付を省略することができる。

(書類の閲覧)

第6条 互助会は、規約、役員名簿その他必要な書類を備え付け、一般の閲覧に供するよう努めるものとする。

(業務の監督)

第7条 警察本部長は、規則第8条第1項の規定により互助会を監督するにつき必要があると認めるときは、互助会に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員にその事務所に立ち入り、業務及び財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(所管課)

第8条 互助会の監督その他必要な事務は、香川県警察本部警務部厚生課（以下「厚生課」という。）が行うものとする。

(互助会簿冊)

第9条 厚生課は、互助会からの申請書等の提出書類、認可、承認等に係る起案書類及び立入検査に係る書類を互助会簿冊として保存するものとする。

(互助会管理台帳)

第10条 厚生課は、次に掲げる書類を互助会管理台帳として備え付け、認可、承認、届出、報告等の都度、必要な事項を記録するものとする。

- (1) 基本台帳（別記様式第5号）
- (2) 役員名簿（別記様式第6号）
- (3) 事務職員名簿（別記様式第7号）
- (4) 財務会計簿（別記様式第8号）
- (5) 監督記録簿（別記様式第9号）

(助成措置)

第11条 警察本部長は、互助会の運営に必要な範囲内において、警察職員をしてその事務に従事させ、又はその管理に係る施設若しくは物品を互助会の利用に供することができる。

附 則

この訓令は、平成13年7月13日から施行する。

附 則（平成16年9月7日本部訓令第14号）

- 1 この訓令は、平成16年9月7日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正前の香川県警察における用語の定義等に関する訓令（以下「旧訓令」という。）第1号の表通信部の項及び第2号の表通信部長の項の規定は、この訓令

の施行前に香川県警察職員が作成する文書（香川県公安委員会規則その他香川県公報等へ登載して公示するもの及び香川県警察本部訓令を除く。）に用いられた用語のうち通信部及び通信部長については、なおその効力を有する。この場合において、旧訓令第1号の表通信部の項中「四国管区警察局香川県通信部」とあるのは「四国管区警察局香川県情報通信部」と、旧訓令第2号の表通信部長の項中「四国管区警察局香川県通信部長」とあるのは「四国管区警察局香川県情報通信部長」とする。

附 則（平成26年3月25日本部訓令第10号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月19日本部訓令第4号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月13日本部訓令第4号）

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和3年3月30日本部訓令第4号）

- 1 この訓令は、令和3年3月30日から施行する。
- 2 改正前の各訓令で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和4年9月30日本部訓令第13号）

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

（別記様式 省略）